

令和7年度 静岡市「乳児等通園支援事業」利用のしおり

1 乳児等通園支援事業とは

乳児等通園支援事業は、「こどもの育ちを応援」と「良質な成育環境の整備」を目的に保護者の就労要件を問わず時間単位で保育施設を利用できる事業です。

静岡市では、市内の一部の保育施設で令和8年度の本格実施を見据えた事業を実施します。

こどもが早期から「家庭とは異なる経験」や「家族以外の人と関わる」ことができる機会となります。

2 対象の児童について

次の項目を全て満たしている方を対象とします。

- (1) 原則、静岡市内に住所を有すること。(住民基本台帳に記載されていること)
- (2) 利用する子の年齢が、利用日時点で生後6か月～満3歳未満であること。※1

※1 ・生後6か月となる日の前日から利用できます。

令和6年6月10日生まれの場合、令和6年12月9日から利用できます。

・満3歳を迎える2日前まで利用できます。

令和4年2月28日生まれの場合、令和7年2月26日まで利用できます。

- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所に通園していないこと。

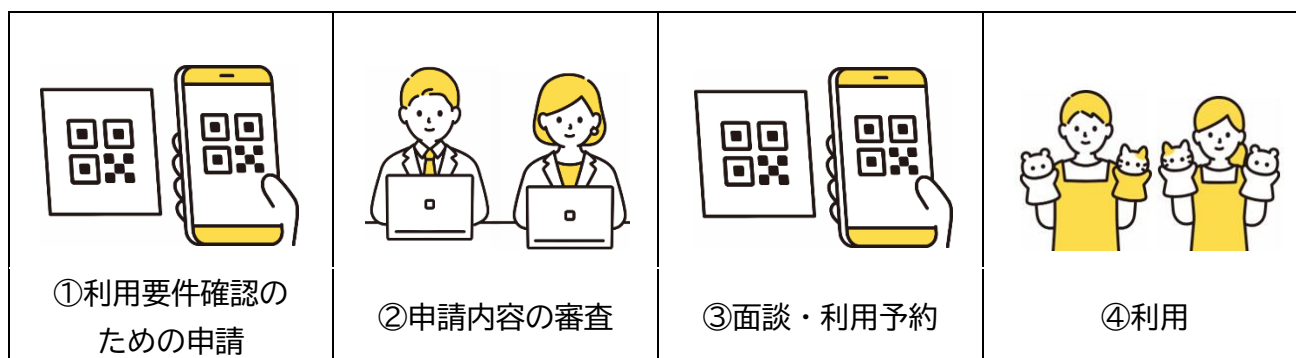
※2 認可外保育施設に通っている場合は対象となります。

3 実施期間

令和7年8月1日(金)～令和8年3月31日(火)のうち実施施設が事業を実施する日

4 利用までの流れ

申込から利用までの流れは次のとおりです。



(1) 利用要件確認のための申請

①事業の対象児童であるか確認するため、利用開始日より前に必ず申請手続きをお願いします。

②利用料の減免申請をする場合には、対象であることがわかる書類を添付してください。

なお、申請は電子申請のみとしています。

※ 認定申請はこちらのURL又は二次元コードを御利用下さい。

住民票上の居住区	URL	二次元コード
葵区	https://logoform.jp/form/79j2/966376	
駿河区	https://logoform.jp/form/79j2/1143700	
清水区	https://logoform.jp/form/79j2/1143710	

※ 変更申請（お子さまの追加、利用者情報の変更、代理利用者情報の変更、市外への転出、市外からの転入など）は、こちらのURL又は二次元コードを御利用下さい。

(2) 申請内容について審査

申請のあった内容を市が審査し、認定した場合には、「【こども誰でも通園制度総合支援システム】アカウント発行のお知らせ」という件名のメールが、申請時に入力いただいたメールアドレスあてに届きます。

(3) 初回面談・利用予約

(2) のメールに従って、「こども誰でも通園制度総合支援システム※」(以下「総合支援システム」といいます。) のパスワードの設定を行ってください。パスワードの設定後、総合支援システムへアクセスし、下記のとおり利用予約のお手続きを進めてください。※こども家庭庁が運用する乳児等通園事業(こども誰でも通園制度)の利用予約等を行うシステム

1. 総合支援システムで、初回面談の予約をします。
2. 施設との初回面談を行います。
3. 施設が受入可能であると確認できた後、総合支援システムで利用予約が可能となります。

(4) 利用

保護者様が予約した日時に送迎を行い、施設を利用してください。

送迎の際、利用施設に、総合支援システムの予約画面(ホーム画面の「直近のご予約」)を提示してください。その後、園が提示する二次元コードを読み込むことで利用開始(終了)の登録をします。

5 利用料・減免・支払方法について

- 利用料は「7. 実施施設」によりご確認ください。また、支払は実施する施設の案内に従い、直接お支払いください。

○ 減免金額

要件	1 時間あたりの減免金額
生活保護世帯	300 円
非課税世帯	240 円
年収 360 万円未満相当 (市民税所得割額 77,101 円未満) 世帯	210 円

6 利用に際しての注意事項

- ・ 利用は1 時間単位とし、1 か月の利用上限は 10 時間となります。
- ・ 欠席(キャンセル)する場合、総合支援システムにキャンセル登録をお願いします。

なお、利用予定日 1 営業日前の 17 時以降のキャンセルは施設を利用したこととみなし、ご利用可能枠を消費しますのでご承知おきください。

(詳しくはキャンセルポリシーをご確認ください。)

- ・利用日当日の急なキャンセルの場合は、総合支援システムへの登録とともに、

早急に利用予定の施設へご連絡いただくようお願いいたします。

施設は利用するものとして職員配置等の準備をしておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

- ・やむを得ずお迎えに遅れる場合、必ず施設に連絡してください。
- ・施設を利用している最中に起きたケガ等に関する責任や治療費は、利用する施設で対応できない場合があります。トラブルを防ぐためにも、事業を利用する際、施設で対応可能かご確認いただき、対応が難しい場合は事前にできる限り保険等に参加してください。
- ・保育中にお子さまの具合が悪くなるなど緊急の場合、保護者様に連絡しますので、ご利用中、必ず連絡が取れるようにしてください。
- ・施設が利用できる体制が整っている場合のみ利用することができます。その日の予約状況や施設に在籍している職員数により、ご希望の日くに利用予約ができない場合があります。

7 実施施設

全施設において、育児相談は利用時間中に出来ない場合があります。申込時に御相談ください。
また、持参する持ち物にはお子さまの氏名を記入してください。

8 よくある質問

問	回答
事業実施期間中にこどもが3歳となります。事業は利用できますか。	年齢は、利用日時点で判断しており、3歳の誕生日の2日前まで利用できます。それ以降、利用することができません。 ※民法第143条第2項により、誕生日の前日に年齢を重ねることから、誕生日の2日前までが満3歳未満となります。
利用前の面談は必須ですか。	児童を安全に受け入れるため、初回面談は必須です。面談後、システムで利用予約が可能となります。 なお、1つの施設で初回面談を受けた場合でも、その他の施設を新たに利用する場合には再度面談が必要です。

こどもを預ける場合、なにも持っていく必要はありませんか。	本人確認のため、総合支援システムの利用予約画面（ホーム画面の「直近のご予約」）をご提示ください。その他、利用する施設により用意していただく持ち物がありますので、事前にご確認をお願いします。
利用時間は1時間単位ですか。30分のみ利用することはできますか。	1回1時間を超える利用の場合、1時間以上のご利用については30分単位でご利用いただけます。
利用料以外に費用がかかることはありますか。	利用する施設により、給食やおやつを提供を受けた場合や、制作活動の材料費等、一部実費徴収する場合があります。
当初5時間利用することを予定していましたが、用事が早く済んだため3時間に変更しました。この場合、利用料は5時間分払うことになりますか。また、月上限時間は5時間利用したことになりますか。	利用時間については5時間利用したことになります。利用料については、利用実績（この場合では3時間）分をお支払いください。
利用予定日当日、体調不良によりキャンセルしました。この場合、利用上限時間を消費したことになりますか。	当日キャンセルの場合、利用上限時間から利用予定時間を消費することになります。
在園児と交流を図ることはできますか。 （交流を図らないようにすることはできますか）	いずれの場合も利用する施設に事前に相談してください。
施設の保育士に育児相談を行いたいですが対応できますか。	育児相談の可否については、利用する施設に御相談ください。
お迎えの時間が遅れそうです。利用可能時間の消費や追加で利用料を支払う必要はありますか。	お迎えが遅れた場合、原則、利用可能時間を消費し、追加で利用料を支払う必要があります。お迎えが遅れる場合は施設に連絡してください。
お迎えの時間が遅れてしまい、施設を利用中にその月の上限時間数を超過してしまいました。利用料はどのようになりますか。	施設を利用中に月の上限時間を超えた分は、誰でも通園制度の利用料の対象外となります。この場合、例えば一時預かり事業など各施設で行っている別の保育サービスを利用したこととなり、別の料金体系となる場合があります。
静岡市から受けた利用認定で他の市町村の乳児等通園支援事業を利用することはできますか。また、他の市町村から受けた利用認定で静岡市の乳児等通園支援事業を利用することはできますか。	令和7年度については、いずれの場合も利用することはできません。
市内の別の区に引っ越した場合引越し後の区の電子申請フォームになりますか。	利用認定を受けた区の電子申請フォームで手続きをしてください。その後の変更申請につ

	いても、利用認定を受けた区の電子申請フォームで手続きをしてください。
事業を利用する子どもを追加するにはどのようにすればよいですか。	利用認定を受けた区の電子申請フォームで手続きをしてください。
他の市町村へ転出する際の手続きはどのようにすればよいですか。	利用認定を受けた区の電子申請フォームで手続きをしてください。

お問合せ先

（制度全般および私立園の利用に関すること）

静岡市こども未来局幼児教育・保育支援課 給付係 054-221-1092

（市立園の利用に関すること）

静岡市こども未来局こども園運営課 職員係 054-221-1490